

一般名処方、後発医薬品（ジェネリック医薬品） 及びバイオ後続品の使用推進について

■ 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取組みを実施しています。そのため、後発医薬品のある医薬品については医薬品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名での処方を推進しております。

一般名処方によって、患者さんが後発医薬品を選択しやすくなり、また特定の医薬品の供給が不足した場合であっても必要な医薬品の提供を受けやすくなります。

■ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院は、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関です。後発医薬品の使用推進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取組みを実施しています。

なお、医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更をする場合、その旨を十分にご説明しますが、ご不明な点などがありましたらスタッフまでご相談ください。

また、令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を特別の料金としてお支払い頂くこととなっています。この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

■ バイオ後続品（バイオシミラー）について

当院では、厚生労働省の後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進の方針に従い、患者さんの経済的な負担軽減や医療保険財政の改善を図るため、後発医薬品及びバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。

ご理解・ご協力をお願いいたします。